

聖籠町告示第十七号

聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、聖籠町耐震改修促進計画及び新潟県地域住宅計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、地震に強いまちづくりを促進するため町内に存する木造住宅の耐震改修等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、聖籠町補助金等交付規則(昭和五十四年聖籠町規則第四号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 木造住宅 聖籠町木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱(平成二十年聖籠町告示第二十一号。第三条において「耐震診断支援要綱」という。)第三条第一号から第四号までのすべてに該当する住宅をいう。
- 二 耐震診断士 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 木造住宅耐震診断士登録制度要綱(平成十九年新潟市告示第百二十三号)第六条第一項の規定により木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者
  - イ 木造住宅耐震診断士登録制度要綱(平成二十年聖籠町告示第二十号)第六条第一項の規定により木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者

ウ 木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成二十年胎内市告示第八十一号）第五条第一項の規定により木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者

エ 木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成二十一年阿賀野市告示第六十五号）第五条第一項の規定により木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者

三 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて、耐震診断士が行う一般診断法による診断をいう。

四 耐震設計 耐震診断の結果、総合評点が一・〇未満の木造住宅を総合評点が一・〇以上となるようにするための耐震設計をいう。

五 耐震設計士 耐震設計を行う耐震診断士をいう。

六 耐震改修 耐震設計に基づいて耐震改修工事を行うことをいう。

（耐震設計の補助対象木造住宅）

第三条 耐震設計に対する補助の対象となる木造住宅（以下「耐震設計補助対象木造住宅」という。）は、耐震診断支援要綱第九条の規定により耐震診断補助金の額が確定した木造住宅であつて、耐震診断の結果、総合評点が一・〇未満と診断されたものとする。

（耐震設計の補助対象経費）

第四条 耐震設計に対する補助の対象となる経費は、耐震設計に係る設計費用とする。

（耐震設計の補助金額）

第五条 耐震設計に対する補助金の額は、耐震設計に要する費用の二分の一の額とし、十万円を上限とする。

2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り

捨てた額とする。

（耐震設計補助金の交付申請）

第六条 耐震設計に対する補助金の交付を受けようとする耐震設計補助対象木造住宅の所有者は、聖籠町木造住宅耐震設計補助金交付申請書（別記第一号様式）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 一 耐震診断報告書の写し
- 二 耐震設計に要する費用の見積書の写し
- 三 その他町長が必要と認める書類

（耐震設計補助金の交付決定）

第七条 町長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、聖籠町木造住宅耐震設計補助金交付決定通知書（別記第二号様式）又は聖籠町木造住宅耐震設計補助金不交付決定通知書（別記第三号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（耐震設計士の派遣）

第八条 町長は、前条の規定により耐震設計補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「耐震設計補助決定者」という。）に対する耐震設計士の選定を、聖籠町木造住宅耐震設計士選定依頼書（別記第四号様式）により社団法人新潟県建築士会北蒲原支部（以下「建築士会」という。）に依頼するものとする。

2 建築士会は、前項の規定による依頼があつたときは、耐震診断士のうちから派遣する耐震設計士を選定し、聖籠町木造住宅耐震設計派遣設計士選定報告書（別記第五号様式）により町長に報告するものとする。

3 町長は、前項の規定による報告に基づき派遣する耐震設計士を決定したときは、聖籠町木造住宅耐震設計士派

遣決定通知書（別記第六号様式）により、派遣する耐震設計士の氏名その他耐震設計士の派遣に関し必要な事項を耐震設計補助決定者に通知するとともに、派遣する耐震設計士を決定した旨を建築士会に通知するものとする。

4 建築士会は、前項の規定による通知を受けたときは速やかに耐震設計士を派遣するものとする。

（耐震設計補助金の交付申請の変更及び中止）

第九条 耐震設計補助決定者は、事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするときは、聖籠町木造住宅耐震設計補助金交付変更申請書（別記第七号様式）にその内容を説明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 耐震設計補助決定者は、事業を中止しようとするときは、聖籠町木造住宅耐震設計中止届出書（別記第八号様式）により速やかに町長に届け出なければならない。ただし、耐震設計を実施した日以後の中止は認めないものとする。

（耐震設計補助金の変更交付決定）

第十条 前条の規定による補助金の変更交付の決定通知は、聖籠町木造住宅耐震設計補助金変更交付決定通知書（別記第九号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（耐震改修計画書の事前確認）

第十一条 第八条第四項の規定により派遣された耐震設計士は、耐震設計を実施し耐震改修計画書を作成したときは、当該耐震改修計画書を耐震設計補助決定者に引き渡す前に聖籠町木造住宅耐震設計判定委員会設置要綱（平成 年聖籠町告示第 号。以下「判定委員会設置要綱」という。）に規定する聖籠町木造住宅耐震設計判定委員会

の判定を受け、判定委員会設置要綱第二条第一号の町長が定める基準に適合していることの確認を受けなければならない。

（耐震設計事業の完了及び実績報告）

第十二条 耐震設計補助決定者は、耐震設計事業の終了後、速やかに聖籠町木造住宅耐震設計事業完了実績報告書（別記第十号様式）に、次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 一 領収書（第十四条の規定により補助金の受領委任をする場合にあつては、耐震設計に要した額から第五条に規定する補助金の額を減じた額の領収書）の写し
- 二 耐震改修計画書の写し
- 三 耐震改修に要する費用の見積書の写し

（耐震設計補助金の確定通知）

第十三条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、聖籠町木造住宅耐震設計補助金確定通知書（別記第十一号様式）により、速やかに耐震設計補助決定者に通知するものとする。

（耐震設計補助金の受領委任）

第十四条 耐震設計補助決定者は、耐震設計補助金の受領の権限を建築士会に委任することができる。

2 耐震設計補助決定者は、前項の規定により補助金の受領の権限を建築士会に委任するときは委任状（別記第十二号様式）を町長に提出するものとする。

（耐震改修の補助対象木造住宅）

第十五条 耐震改修に対する補助の対象となる木造住宅（以下「耐震改修補助対象木造住宅」という。）は、第十三条の規定により耐震設計補助金の額が確定した木造住宅とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限り

でない。

（耐震改修の補助対象工事及び経費）

第十六条 耐震改修に対する補助の対象となる工事は、第二条第四号に規定する耐震設計に基づく工事で、次の各号のいずれかの者が施工する工事（耐震診断士又は耐震診断士以外の一級建築士若しくは二級建築士による工事監理を行うものに限る。）とする。

- 一 新潟県建築士会北蒲原支部の会員
- 二 阿賀北建築業組合連合会の組合員
- 三 その他町長が認める者

2 耐震改修に対する補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- 一 耐震改修工事費
- 二 耐震改修工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去、再仕上げ等に要した工事費
- 三 工事監理費

（耐震改修の補助金額）

第十七条 耐震改修に対する補助金の額は、次の各号により算出した額を合計した額とする。

一 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 五十万円

イ 耐震改修に要する費用に三分の一を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

二 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 十五万円

イ 前号で算出した金額に二分の一を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（耐震改修補助金の交付申請）

第十八条 耐震改修に対する補助金の交付を受けようとする耐震改修補助対象木造住宅の所有者は、聖籠町木造住宅耐震改修補助金交付申請書（別記第十三号様式）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 一 耐震改修計画書の写し
- 二 耐震改修に要する経費の見積書の写し

（耐震改修補助金の交付決定）

第十九条 町長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、聖籠町木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（別記第十四号様式）又は聖籠町木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（別記第十五号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（耐震改修工事の実施）

第二十条 前条の規定により耐震改修補助金交付の決定を受けた者（以下「耐震改修補助決定者」という。）は、前条の規定による通知書を受領後、速やかに耐震改修工事を実施しなければならない。

（耐震改修補助金の交付申請の変更及び中止等）

第二十一条 耐震改修補助決定者は、事業の内容若しくは事業の経費の配分を変更しようとするときは、聖籠町木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書（別記第十六号様式）にその内容を説明する書類を添付して町長に提出してその承認を受けなければならない。

2 耐震改修補助決定者は、事業の内容又は経費の配分を変更するときは、耐震設計士と協議しなければならない。

3 前項の規定により、協議を行った耐震設計士は、その結果を第一項の申請書に記載しなければならない。

4 耐震改修補助決定者は、事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

5 耐震改修補助決定者は、事業を中止しようとするときは、聖籠町木造住宅耐震改修補助金中止届出書（別記第十七号様式）により速やかに町長に届け出なければならない。ただし、耐震改修を実施した日以後の中止は認めないものとする。

（耐震改修補助金の変更交付決定）

第二十二條 前条の規定による補助金の変更交付の決定通知は、聖籠町木造住宅耐震改修補助金変更交付決定通知書（別記第十八号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（中間検査等）

第二十三條 耐震改修補助決定者は、耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視確認できる時期に、聖籠町木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（別記第十九号様式）を速やかに町長に提出し、その中間検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、耐震改修工事が適切になされているか、速やかに中間検査を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による中間検査の結果を、耐震改修補助決定者に聖籠町木造住宅耐震改修工事中間検査結果通知書（別記第二十号様式）により通知するものとする。

4 町長は、中間検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、耐震改修補助決定者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指示するものとする。



5 前項の規定による指示を受けた耐震改修補助決定者は、その指示に対する是正について町長の確認を受けなければ、中間検査後の工程に係る工事を施工してはならない。

6 町長は、耐震改修補助決定者が第四項の規定による指示に従わない場合は、当該耐震改修補助決定者に対する補助金交付決定を取り消すことができる。

（耐震改修事業の完了及び実績報告）

第二十四条 耐震改修補助決定者は、耐震改修事業の終了後、速やかに聖籠町木造住宅耐震改修事業完了実績報告書（別記第二十一号様式）に、次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

一 工事請負契約書の写し

二 耐震改修工事の施工前、中間検査後及び施工後の写真（撮影場所を明らかにした図面等を含む。）

三 耐震改修に要した経費の領収書の写し

（耐震改修補助金の確定通知）

第二十五条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、聖籠町木造住宅耐震改修補助金確定通知書（別記第二十二号様式）により、速やかに耐震改修補助決定者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

